

豊岡市立中竹野小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

【参考/いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）】

2 校内組織体制

【組織】 生活指導委員会（いじめ対応チーム）

校長、教頭、生活指導担当及び学年団代表、養護教諭、スクールカウンセラー等

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1）基本的な考え方

- ・授業改革（分かる授業）、学級づくり、道徳教育の充実
- ・人権教育の充実
- ・体験活動の推進
- ・ふるさと教育の充実
- ・キャリア教育の充実
- ・読書活動の推進
- ・自己有用感、自己肯定感の育成
- ・子どもと向き合う時間の確保

（2）研修の充実

- ・いじめについての共通理解
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・教職員向け情報モラル研修会の実施
- ・児童向け情報モラル研修会の実施

（3）児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・学級づくり、道徳教育、体験活動の充実
- ・児童が自らいじめについて学び、取り組む活動
- ・異年齢交流

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・豊岡市いじめ対応ネットワーク会議との連携
- ・いじめ防止基本方針のホームページ公開
- ・オープンスクール、学校だより、学級だよりの発行
- ・青少年健全育成会議との連携

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを全教職員で認識する。
- ・児童の示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、些細な兆候であっても隠したり軽視したりせず、疑いを持って早い段階からの的確な関わりを持ち、積極的に認知する。
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・日々の観察及び情報収集
- ・定期的なアンケート、教育相談（個別面談）の実施（子どもの心を理解する強化月間/5月、9月、2月）
- ・相談しやすい環境づくり

5 いじめへの対応（発見したいじめに対する処置）

(1) 基本的な考え方

- ・特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、継続した観察、指導を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・事実（被害者・加害者、時間と場所、内容、背景や要因、期間）確認
- ・情報の共有と指導体制・方針の決定

(3) いじめを受けている児童又はその保護者への対応

【児童への対応】

- ・受容→安心→見通し→自信・回復→成長の過程を踏まえて、支援する。
- ・辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・不安感を取り除き、具体的支援を示し、学校は味方であることを示す。
- ・必ず解決できるという希望が持てることを伝える。

- ・自信を持たせる言葉かけ等、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる。

【保護者への対応】

- ・速やかに正確な事実を通知するとともに、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で信頼関係を構築する。
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- ・学校の方針への理解を求めるとともに、家庭との連携を図る。

(4) いじめを行っている児童への指導又はその保護者への助言

【児童への対応】

- ・確認・傾聴→自省→処遇→相談・連携→回復の過程を踏まえて指導する。
- ・決めつけず、事実確認、いじめた気持ち、児童の背景にも目を向けて指導する。
- ・「いじめは決して許されない行為である」ことに気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う。
- ・表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う。

【保護者への対応】

- ・速やかに正確な事実を通知するとともに、家庭での話し合いを促す。
- ・保護者の心理を理解し、訴えを十分に聞く。
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- ・具体的な助言を与え、立ち直りへの協力を求める。
- ・被害者への謝罪等について話し合う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・学級全員に被害者の心の苦しさを理解させ、止められなかった心の弱さに焦点を当てて指導する。
- ・いじめに関する事例や作文等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・書き込みの確認と内容の保存をする。
- ・掲示板管理者へ削除依頼をする。
- ・県警本部サイバー犯罪対策課や人権法務局人権擁護課等に相談して対応する。

【児童への指導】以下のことを理解させる。

- ・ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されないことであること
- ・匿名で書き込んで、行った個人が特定できること
- ・書き込まれた誹謗・中傷等は一生消えずについて回ること

- ・インターネットを利用する際にもマナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること

(7) 関係機関との連携

- ・警察への相談や通報をすべき事案については、速やかに関係機関と連携する。
- ・PTAへも正確な事実を通知し、連携して対応する。

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

月	内 容
4	・いじめ防止基本方針の共通理解 研修会 ・いじめアンケート共通理解 研修会
5	・いじめアンケート、アセスアンケート共通理解 研修会
6	・いじめアンケート共通理解 研修会
7	・いじめアンケート共通理解 研修会
8	・いじめ防止校内研修会
9	・いじめアンケート共通理解 研修会
10	・いじめアンケート共通理解 研修会
11	・いじめアンケート共通理解 研修会
12	・いじめアンケート共通理解 研修会
1	・いじめアンケート共通理解 研修会
2	・いじめアンケート、アセスアンケート共通理解 研修会 ・取組評価アンケート
3	・いじめアンケート共通理解 研修会

- ・毎月の職員会議や職員朝会等で、「気になる児童」のことについて情報を出し合い共通理解し、共同実践していく。

(学級の様子、気になる児童の発言・行動に対する指導、困っていること 等)

※家庭環境、身体的なことなど共通理解しておくべきことは、その都度報告する。

- ・定期的な生活指導委員会（いじめ対応チーム）の開催